

向島地区 交通バリアフリー 移動円滑化基本構想



安全・安心・快適で
多世代がふれあうまち・向島

はじめに



京都市長

木村 頼兼

この度、京都市では、高齢者や身体に障害のある方などが、安全で快適に安心して移動できる交通環境を整えるため、近鉄向島駅を中心とした向島地区を対象に「向島地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想」を策定致しました。

この構想は、平成12年11月に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「交通バリアフリー法」や、平成14年10月に京都市独自の取組として策定した「京都市交通バリアフリー全体構想」に基づいて、桂・山科地区に引き続き策定したものであり、駅や駅周辺の道路などのバリアフリー化を重点的、一体的に推進していくための基本的事項を定めたものであります。

今後は、この構想に基づき、公共交通事業者や関係行政機関などと連携して、永年待ち望まれておりました近鉄向島駅へのエレベーターの設置をはじめ、駅や駅前広場、更には、駅から駅周辺の主要施設に至る経路などのバリアフリー化を着実に推進し、暮らしに「安らぎ」があり、まちに「華やぎ」がある、「安全・安心・快適で多世代がふれあうまち・向島」を実現して参ります。

結びに、この構想の策定に当たり、向島地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議において熱心に御議論、御検討を重ねていただきました委員の皆様並びに多くの貴重な御意見を賜りました市民の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成16年10月

目 次

はじめに	1
第1章 「向島地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想」策定の背景, 位置付け及び目標年次	3
第2章 向島地区の概況	7
第3章 向島地区のまちづくりの方向性	10
第4章 バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針	12
第5章 重点整備地区の区域及び特定経路	15
第6章 向島地区の課題・問題点	18
第7章 バリアフリー化事業計画の概要	24
第8章 バリアフリー化事業の推進体制	33
＜参考資料1＞ 向島地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議 分科会〔現地踏査〕の概要	36
＜参考資料2＞ 連絡会議や分科会（現地踏査）で出された向島地区周辺における 主な課題	38
＜参考資料3＞ 向島地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議 委員名簿	39

第1章 「向島地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想」策定の背景、位置付け及び目標年次

京都市では、近鉄向島駅を中心とした徒歩圏内の地区（以下「向島地区」といいます。）を対象に、向島駅や向島駅周辺の道路などのバリアフリー化（段差をなくしたり、視覚障害のある人を誘導するための点字ブロックを設置することなど）を推進するため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「交通バリアフリー法」）及び「京都市交通バリアフリー全体構想」（以下「全体構想」といいます。）に基づき、「向島地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想」（以下「向島地区基本構想」といいます。）を策定することとしました。

その背景と、向島地区基本構想の位置付け及びバリアフリー化の目標年次を示します。

1 向島地区基本構想策定の背景

（1）交通バリアフリー法の制定

ア 交通バリアフリー法制定の趣旨

日本では、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進んでおり、平成27年（2015年）には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会が到来すると予測されています。また、障害のある人もない人も同じように生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念が浸透してきており、このような背景から、高齢者や身体に障害のある人などが自立した日常生活や社会生活を営むことのできる都市環境を整備することが強く求められています。

そして、このような都市環境の整備の一つとして、日常生活や社会生活を送るために欠かすことのできない鉄道やバスなどの公共交通機関の旅客施設^{※1)}や車両^{※2)}及び旅客施設周辺の道路などのバリアフリー化を促進し、安全、円滑に公共交通機関を利用することができるようにするため、平成12年11月に交通バリアフリー法が施行されました。

※1) 鉄道駅、軌道停留所、バスターミナルなど

※2) 鉄道車両、軌道車両、乗合バス車両など

イ 交通バリアフリー法に定められた市町村の責務

市町村は、1日当たりの利用者数が5,000人以上であるなどの主要な旅客施設（「特定旅客施設」といいます。）を中心とし、特にバリアフリー化を推進する必要性が高いと認められる地区を「重点整備地区」に指定し、重点整備地区ごとに、旅客施設やその周辺の道路、駅前広場などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、その基本的事項を定めた「移動円滑化基本構想」を策定することができることとなりました。

（2）全体構想の策定

ア 全体構想策定の趣旨

京都市では、交通バリアフリー法に規定された移動円滑化基本構想の策定に先立ち、京都市独自の取組として、全市的な観点から重点整備地区を選定するとともに、重点整備地区以外を含めた旅客施設や車両及び旅客施設周辺の道路などのバリアフリー化推進に関する指針を定め、平成14年10月に全体構想として取りまとめました。

イ 重点整備地区の選定

全体構想では、市内の104地区（122旅客施設）の中から14の重点整備地区（25旅客施設）を選定しました。そして、向島地区は、「山科地区」及び「桂地区」に続き、平成15年度から、交通バリアフリー法に規定された移動円滑化基本構想策定に向けた取組を開始する地区に位置付けました。

14の重点整備地区と移動円滑化基本構想策定に向けた取組を開始する時期を表一に示します。

表一 重点整備地区と移動円滑化基本構想策定に向けた取組を開始する時期(平成16年9月15日変更)

移動円滑化基本構想策定に向けた取組を開始する時期		地区名	旅客施設名
前期	平成14年度	桂地区	阪急桂駅
		山科地区	JR山科駅、京阪山科駅、地下鉄山科駅
	平成15年度	烏丸地区	阪急烏丸駅、地下鉄四条駅
		向島地区	近鉄向島駅
	平成16年度	嵯峨嵐山地区	JR嵯峨嵐山駅、京福嵯峨駅前駅、トロッコ嵯峨駅
京都地区		JR京都駅、新幹線京都駅、近鉄京都駅、地下鉄京都駅	
後期	平成17年度	河原町地区	阪急河原町駅
		稲荷地区	JR稲荷駅、京阪伏見稲荷駅
	平成18年度	桃山御陵前地区	近鉄桃山御陵前駅、京阪伏見桃山駅
		七条地区	京阪七条駅
後期 (平成19~20年度)	京阪五条地区	京阪五条駅	
	京阪藤森地区	京阪藤森駅	
	東福寺地区	JR東福寺駅、京阪東福寺駅	
	伏見地区	近鉄伏見駅	
合計	14地区	25旅客施設	

2 向島地区基本構想の位置付け

(1) 向島地区基本構想の内容

向島地区基本構想は、高齢者や身体に障害のある人などが、市内を安全・快適に安心して移動できるようにするための交通環境整備の一環として、関係者が互いに連携し、向島駅、向島駅前広場及び向島駅周辺の道路などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進していくため、その基本的事項として、京都市基本計画や京都市都市計画マスタープランなどの上位計画とも整合を図りながら、バリアフリー化を推進していくに当たっての基本方針や今後実施すべきバリアフリー化事業の内容などを定めたものです。

(2) 向島地区基本構想に基づくバリアフリー化の推進

今後、向島地区基本構想に基づき、公共交通事業者や京都市の道路管理者及び京都府公安委員会などは、施設や設備の改善事業を実施していきます。また、行政機関、公共交通事業者、市民などが互いに連携したソフト施策を展開し、国民全ての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

施設や設備の改善事業のうち、以下の3つの主要な事業（「特定事業」といいます。）については、向島地区基本構想策定後、それぞれ構想に即した事業計画（「特定事業計画」といいます。）を作成し、バリアフリー化の技術基準である「移動円滑化基準」に適合させて、原則として、目標年次までに事業を完了させなければなりません。

ア 「公共交通特定事業」

公共交通事業者が実施する旅客施設内にエレベーターの設置などを行う事業のうち、必要性、緊急性の高い事業

イ 「道路特定事業」

京都市の道路管理者が実施する旅客施設周辺の道路において段差や勾配の改善などを行う事業のうち、必要性、緊急性の高い事業

ウ 「交通安全特定事業」

京都府公安委員会が実施する旅客施設周辺の道路において音響式信号機の設置などを行う事業のうち、必要性、緊急性の高い事業

3 目標年次

バリアフリー化事業の完了目標年次は、平成22年（2010年）を基本とし、以下の区分に基づいて事業を実施していきます。

（1）特定事業の目標年次

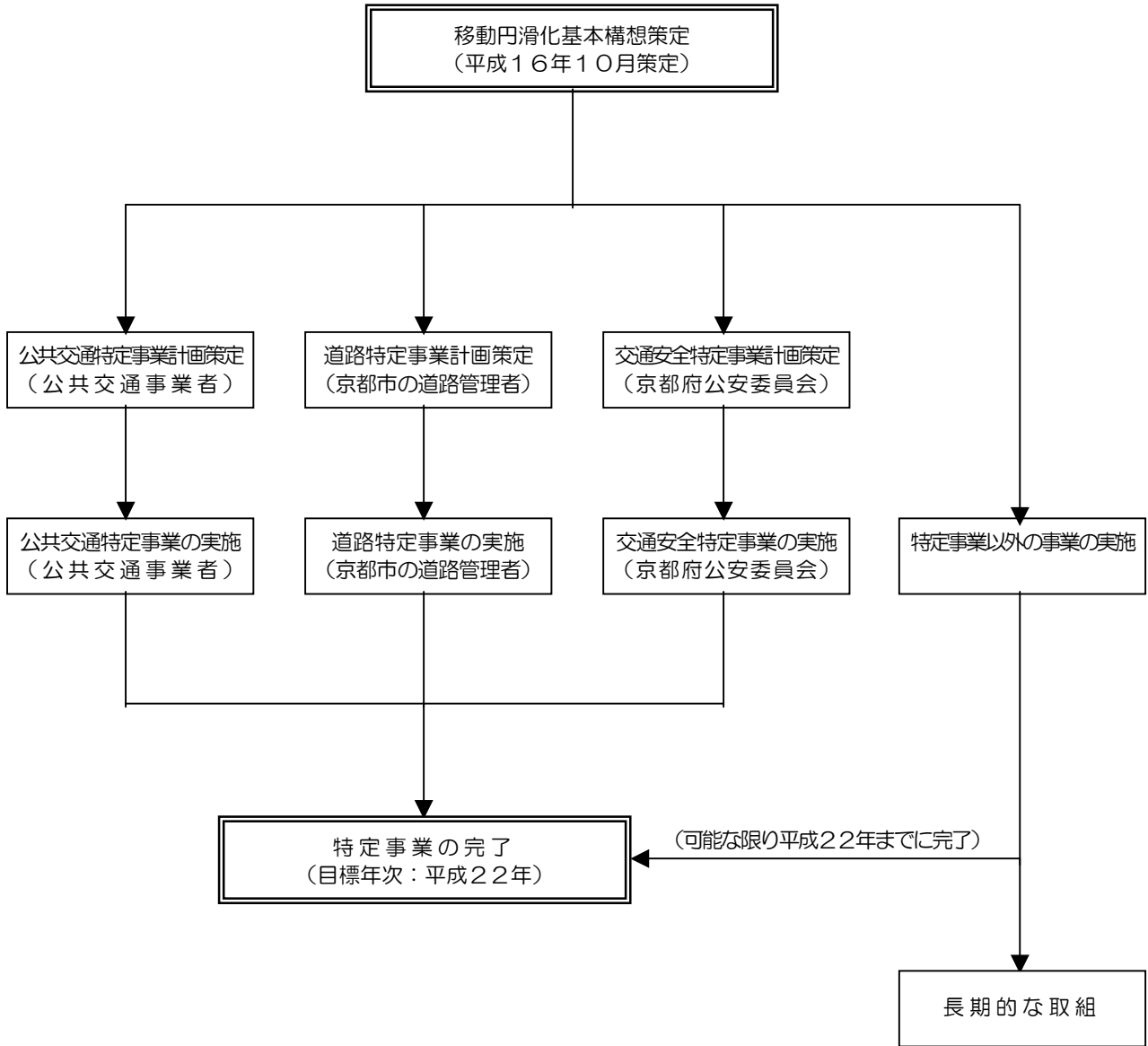
特定事業の完了目標年次は、平成22年（2010年）とします。

（2）特定事業以外の事業の目標年次

特定事業以外の事業については、可能な限り平成22年（2010年）までに完了するよう努めるとともに、平成23年以降を含めた長期的な取組も進めていくこととします。

向島地区基本構想に基づくバリアフリー化推進の流れを図-1に示します。

図-1 向島地区基本構想に基づくバリアフリー化推進の流れ



第2章 向島地区の概況

向島地区は、近鉄向島駅を中心とした徒歩圏内（向島駅から概ね半径1 kmの範囲）の地区です。この向島地区の概況として、向島地区の位置及び特性、伏見区の人口及び高齢化率の推移、向島地区内の公共交通機関及び施設の立地状況を示します。

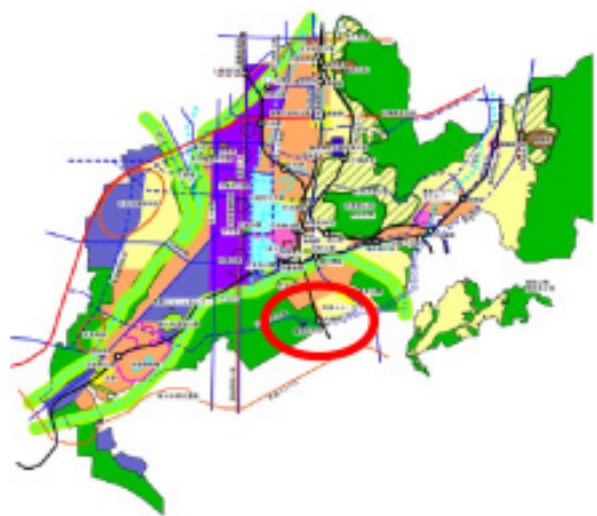
1 向島地区の位置及び特性

向島地区は、京都市南部に位置する伏見区の南部にあり、かつては巨椋池が広がる風光明媚な景勝地でしたが、現在は巨椋池干拓事業によって良好な田園、ニュータウン開発による計画的な住宅地、さらにニュータウンから宇治川に至る市街地とで形成されています。

図一2 伏見区の位置



図一3 向島地区の位置



2 伏見区の人口及び高齢化率の推移

伏見区は、都市近郊のベッドタウンとして市街地開発が進み、人口はかつて急増しましたが、現在は微増となっています。また、高齢者人口の総人口に占める割合である高齢化率は、平成12年で15.0%となっており、京都市域の17.2%、全国平均の17.3%より低いものの、昭和55年と比較すると約2倍にもなっており、急速に高齢化が進んでいます。

表-2 総人口、高齢者（65歳以上）人口及び高齢化率の推移

	伏見区			京都市	全国平均
	総人口（人）	高齢者人口（人）	高齢化率（%）	高齢化率（%）	高齢化率（%）
昭和55年	257,156	19,256	7.5	10.4	9.1
昭和60年	274,938	22,942	8.3	11.4	10.3
平成2年	280,276	26,884	9.6	12.7	12.0
平成7年	285,961	33,377	11.7	14.6	14.5
平成12年	287,909	43,094	15.0	17.2	17.3

（国勢調査）

3 向島地区内の公共交通機関

（1）鉄道

向島地区内には、近鉄京都線が走っています。鉄道駅として向島駅があり、1日の平均利用者数は19,700人となっており、1日平均利用者数が5,000人以上の特定旅客施設です。

（2）バス

向島地区内では、近鉄バス及び京阪宇治バスが運行しています。近鉄バスは、向島駅前広場から主に向島地区内循環の5系統を、京阪宇治バスは、向島駅前広場から京阪宇治方面に1系統のバスを運行しています。

表-3 近鉄バスの方面別1日の出発台数（平日）

方 面	1日の出発台数（台）
向島地区内循環	100

表-4 京阪宇治バスの方面別1日の出発台数（平日）

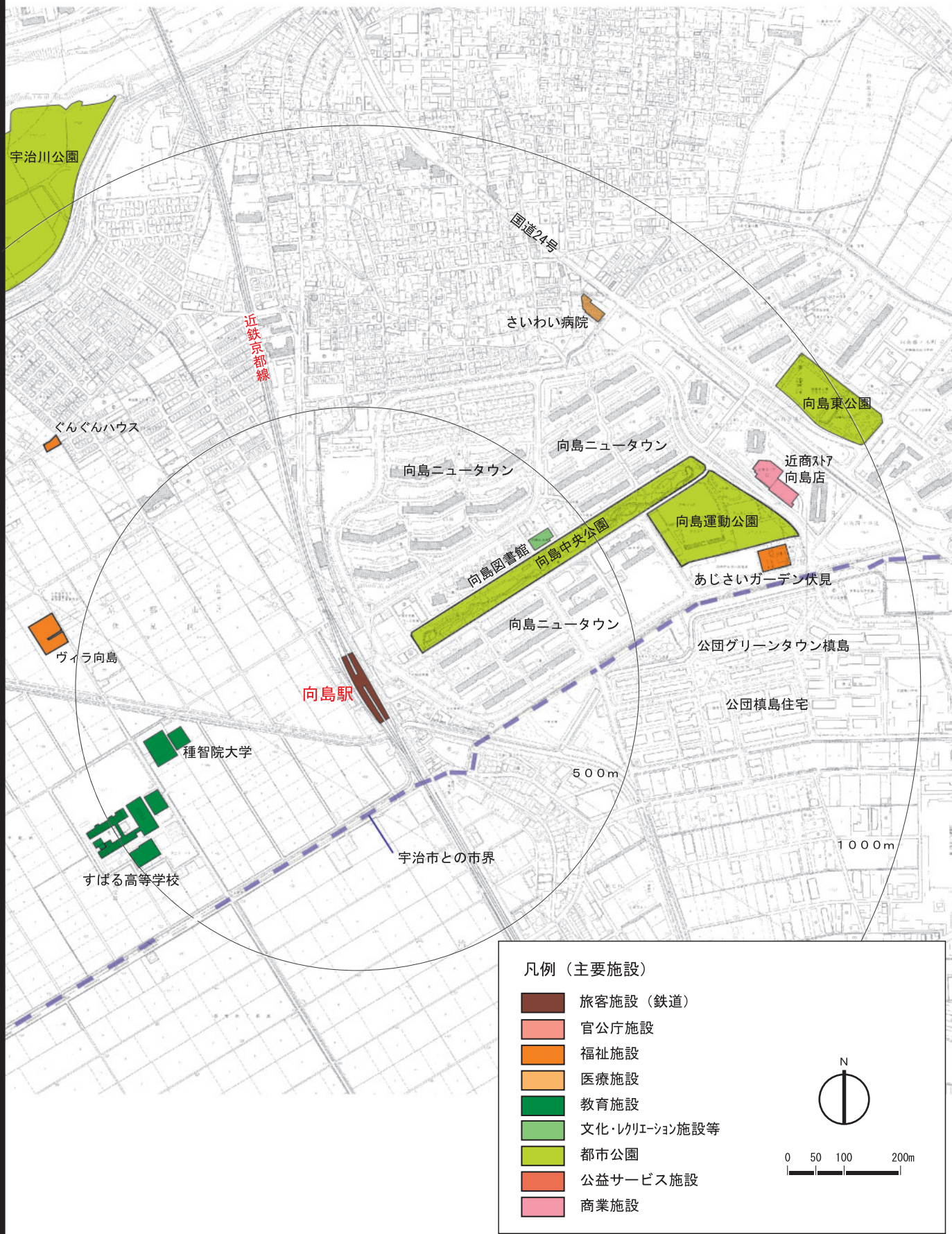
方 面	1日の出発台数（台）
京阪宇治	11

4 向島地区内の施設の立地状況

向島地区内には、数多くの公営公団住宅が林立する向島ニュータウンをはじめ、あじさいガーデン伏見などの福祉施設やさいわい病院などの医療施設、そして種智院大学、すばる高校などの教育施設などが立地しています。

向島地区内の施設の立地状況を図-4に示します。

図-4 向島地区内の施設の立地状況



第3章 向島地区のまちづくりの方向性

向島地区基本構想は、京都市基本計画や京都市都市計画マスタープランなどの京都市の上位計画に掲げられている“バリアフリーのまちづくり”の一環として位置付けられるものです。

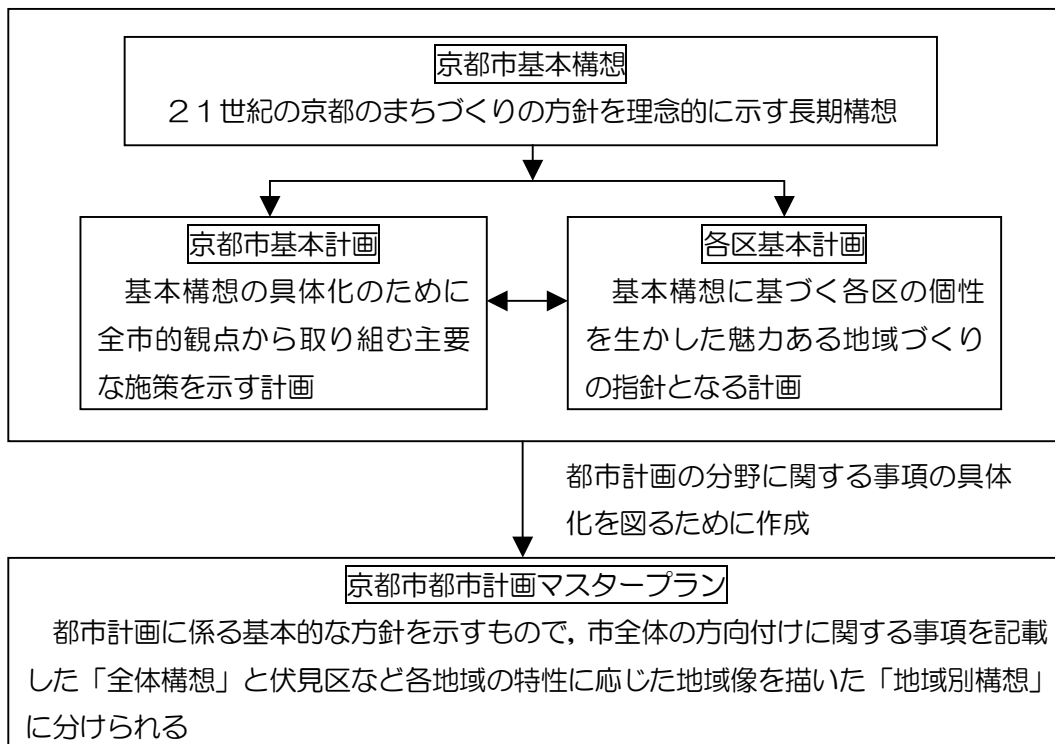
一方、向島地区基本構想は、向島駅を中心とした比較的狭い地区を対象としたものであるため、地区の特性やまちづくりの方向性にも十分配慮した構想とすることが必要となります。

このことから、向島地区基本構想を策定するに当たり、まず、京都市の上位計画における伏見区のまちづくりの方向性を踏まえた上で、向島地区のまちづくりの方向性を整理することとします。

1 上位計画の構成

上位計画の構成を図-5に示します。

図-5 上位計画の構成



2 伏見区のまちづくりの方向性

伏見区のまちづくりの方向性は、上位計画の中の伏見区基本計画と京都市都市計画マスタープランの地域別構想から以下のように示すことができます。

(1) 伏見区基本計画

伏見区基本計画では、将来像である「水と緑と温もりでひらく都市—伏見」の実現に向けたまちづくりの目標と取組を提示しており、この中で以下の5つの取組目標を設定しています。

- ① 環境にやさしい・行動するまち
- ② 自然と歴史がいきづく個性と魅力のあるまち
- ③ 『伏見力』を活かすまち
- ④ ふれあいと温もりのある、健康でいきいきと暮らせるまち

⑤ 安心・安全，人にやさしい便利なまち

(2) 京都市都市計画マスタープラン

京都市都市計画マスタープランの地域別構想においては，伏見区のまちづくりの目標として，以下の4つの目標を掲げています。

① 都市居住からみた目標

基盤が整い，優れた居住環境を備えたまちをつくる

② 都市活動からみた目標

新産業を生み出し，京都の新しい活力を支えるまちをつくる

③ 都市環境からみた目標

個性ある歴史と豊かな水辺環境の調和したまちをつくる

④ 都市交通からみた目標

多様な都市活動を支える交通基盤の整ったまちをつくる

3 向島地区のまちづくりの方向性

上位計画に示されている伏見区のまちづくりの方向性を踏まえ，向島地区のバリアフリー化を推進していくに当たって配慮すべき向島地区のまちづくりの方向性を以下のように整理します。

(1) ふれあいと温もりのあるまちづくりの推進

すべての人がいきいきと暮らし，多世代交流のまちづくりを推進します。

(2) 安心・安全・人にやさしい便利なまちづくりの推進

暮らしの基盤が整った優れた居住環境を備えたまちづくりを推進します。

第4章 バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

向島地区のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本理念と基本方針を示します。

1 全体構想におけるバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

全体構想においては、以下のように全市的なバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針を定めています。

(1) バリアフリー化推進の基本理念

- ア 高齢者や身体に障害のある人などが、介助なしで日常生活や社会生活を送ることのできる環境整備を推進します。
- イ 市民や市内を訪れる人々が、公共交通機関を利用して移動したくなるような環境整備を推進します。
- ウ 障害のある人もない人も、誰もが利用しやすい、安全で快適な施設整備を推進します。

(2) バリアフリー化推進に係る基本方針

ア 段差解消を優先したバリアフリー化の推進

移動経路や車両に乗降する際の段差の存在は、多くの高齢者や身体に障害のある人などにとって障壁となるものであり、特に大きな段差がある場合には、車いす利用者などにとっては、移動そのものを断念せざるを得なくなるような障壁となることもあります。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、段差解消を優先した施設整備の検討を行うこととします。

イ 移動制約者の特性を踏まえたバリアフリー化の推進

公共交通機関を利用するに当たって何らかの制約のある人は、高齢者や身体に障害のある人の他にも妊産婦、けが人など様々です。

また、身体に障害のある人、肢体障害のある人、視覚障害のある人、聴覚・平衡障害のある人、音声・言語障害のある人、内部障害のある人など、その身体的特性は異なっています。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、移動に制約のある人の特性に十分配慮し、段差解消を優先しつつ、情報案内設備などのあらゆるバリアフリー化設備の整備について、検討を行うこととします。

ウ 利用者の意向に配慮したバリアフリー化の推進

施設や車両をどのように改善すべきかについては、高齢者や身体に障害のある人をはじめ、利用者の意向に配慮した検討を行うことが必要です。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、利用者の意見を十分聴き、それを反映させることとします。

エ 「心のバリアフリー」の推進

バリアフリー化の推進のためには、ハード整備だけではなく、市民一人ひとりが高齢者や身体に障害のある人などに対する理解を深め、積極的に手助けなどを行う「心のバリアフリー」が欠かせません。

したがって、バリアフリー化設備の整備の推進に併せて、行政機関、事業者、市民などは、互いに連携し、「心のバリアフリー」を推進することとします。

2 向島地区のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

向島地区のバリアフリー化については、全体構想におけるバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針に基づいて推進していきます。

さらに、向島地区の特性及びまちづくりの方向性を踏まえ、向島地区独自のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針を以下のとおり定めます。

(1) 基本理念

安全・安心・快適で多世代がふれあうまち・向島

関係者が互いに連携し、地域拠点としての要である向島駅や向島駅前広場、そして、駅周辺の道路などにおけるバリアフリーの歩行環境整備を重点的・一体的に進めるとともに、高齢者や身体に障害のある人などに積極的に手助けをする「心のバリアフリー」を推進し、安全・安心・快適で多世代がふれあうまち・向島を目指します。

(2) 基本方針

ア 段差解消を優先しつつ、誰もが利用しやすい交通施設を目指した向島駅のバリアフリー化の推進

長年の課題である近鉄向島駅へのエレベーターの設置をはじめとする段差解消を優先しつつ、高齢者や身体に障害のある人などの移動制約者の特性に十分配慮し、エスカレーター上端・下端部への警告ブロックの敷設や多機能トイレへの改善など、誰もが利用しやすい交通施設を目指し、向島駅における様々な設備のバリアフリー化を推進します。

イ 乗換の利便性の向上を図るための向島駅及び駅前広場などのバリアフリー化の推進

鉄道からバスへの乗換の利便性の向上を図るため、向島駅や向島駅前広場などにおける安全で快適な歩行者動線を確保するとともに、適切な誘導案内設備の整備を推進します。

また、車両の乗降時の円滑化を図るため、低床バスの導入の検討や鉄道・バス乗降場のバリアフリー化を推進します。

ウ 向島駅と周辺の主要施設とを結ぶ経路の重点的なバリアフリー化の推進

向島駅から目的地まで、安全・円滑に徒歩で移動できるような交通環境を整備するため、特に、向島駅と多くの高齢者や身体に障害のある人などが利用する施設とを結ぶ経路について、道路や信号機などのバリアフリー化を重点的に推進します。

エ 向島駅周辺の居住区域を含めた道路などの一体的なバリアフリー化の推進

向島駅周辺に居住する市民にとっても駅を利用しやすい道路環境を整備するため、また、地区の安全で快適な居住環境の整備なども念頭に、(2)ウの主要な経路の整備に併せて、それ以外の道路などについても、できる限り一体的にバリアフリー化を推進します。

オ 一体的なバリアフリー化事業の推進体制の整備

向島地区基本構想に位置付けられた各種事業を、市民をはじめとする利用者の意向を十分反映させながら円滑かつ効果的に実施していくため、事業計画作成の段階から、関係者が十分な情報交換を行い連携を図ることのできるような事業推進体制を整備します。

カ 「心のバリアフリー」の推進

バリアフリー化設備の整備に併せ、市民が高齢者や身体に障害のある人などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、行政機関、公共交通事業者、市民などが互いに連携したソフト施策を展開し、国民全ての責務である「心のバリアフリー」を推進します。

第5章 重点整備地区の区域及び特定経路

1 重点整備地区の区域

交通バリアフリー法は、「高齢者や身体に障害のある人などの公共交通機関を利用した移動の利便性や安全性の向上を促進する。」ことを目的としており、重点整備地区の要件の一つとして、「特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、相当数の高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設の所在地を含む地区であること。」と規定しています。

これを向島地区に当てはめると、まず、向島地区における公共交通機関の核である向島駅を利用する高齢者や身体に障害のある人などが、向島駅から目的地まで、安全・円滑に徒歩で移動できるような交通環境を整備することを主眼として、向島地区基本構想を策定する必要があります。

そして、重点整備地区の区域については、向島駅で電車を降りて徒歩で行くのが一般的であると考えられる向島駅周辺の施設のうち、多数の高齢者や身体に障害のある人などが日常生活や社会生活において利用すると考えられる施設を含む区域とすることが必要となります。

このことを踏まえ、重点整備地区の区域を以下のように設定しました。

(1) 向島駅周辺に立地する官公庁施設や福祉施設などの主要施設の抽出

向島駅からの徒歩圏内（向島駅から概ね半径1 kmの範囲）に立地し、多数の高齢者や身体に障害のある人などが、向島駅を経由して徒歩で利用すると考えられる施設を表-5のように抽出しました。

表-5 駅周辺に立地する主要施設

福祉施設	あじさいガーデン伏見、桃寿園、ヴィラ向島、ぐんぐんハウス
医療施設	さいわい病院
教育施設	種智院大学、すばる高校
文化・レクリエーション施設	向島図書館
都市公園・緑地	向島中央公園、向島運動公園、向島東公園
商業施設	近商ストア向島店

(2) 重点整備地区の区域の設定

表-5の施設のうち、高齢者にとって特に重要な施設であるあじさいガーデン伏見、そして、高齢者や身体に障害のある人に限らず多くの人々が利用する近商ストア向島店、さいわい病院を重要施設と捉え、重点整備地区は、向島駅とこれらの施設とを結び経路を含む地区とすることとしました。

区域の設定に当たっては、向島駅周辺の居住環境整備の観点なども踏まえ、向島駅を中心として一体的にバリアフリー化を推進すべき区域として総合的に判断しました。

具体的な区域の線引きについては、道路によって明確に境界を定めました。

重点整備地区の区域を図-6に示します。

2 特定経路

交通バリアフリー法では、特定旅客施設と周辺の主要施設とを結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を「特定経路」と位置付け、この特定経路において、道路特定事業と交通安全特定事業を実施することとされています。

また、特定事業の実施に当たっては、2m以上の歩道を確保するなどの移動円滑化基準に適合させなければならないこととなっています。

向島地区の特定経路の設定に当たっては、1(2)で重要施設と捉えたあじさいガーデン伏見、近商ストア向島店及びさいわい病院に着目し、向島駅とこれらの施設とを結ぶ主要経路について特に重点的にバリアフリー化を図っていくべきであると判断しました。

このような考え方に基づき、以下のとおり特定経路を設定しました。

(1) 特定経路の設定

向島駅とあじさいガーデン伏見、近商ストア向島店及びさいわい病院とを結ぶ主たる経路のうち、表-6の区間を特定経路に位置付けました。

表-6 特定経路

特定経路Ⅰ	区 間：向島駅～さいわい病院 該当する路線：向島緯105号線 ※ 駅前広場を含む 向島経89号線 国道24号線
特定経路Ⅱ	区 間：向島駅～近商ストア向島店 該当する路線：向島緯105号線 向島緯106号線 向島経87号線

特定経路を図-6に示します。

図-6 重点整備地区の区域及び特定経路



第6章 向島地区の課題・問題点

向島地区の課題・問題点については、これまで計4回の「向島地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議」（以下「連絡会議」といいます。）において数多くの意見をいただき、全体構想を策定する際に実施した市民意見募集においてもいくつかの意見をいただきました。また、平成15年12月には、連絡会議の下に設置した分科会により現地踏査（以下「現地踏査の分科会」といいます。）を実施し、向島駅や特定経路を主体とした道路などの実態を調査して、詳細な課題・問題点を抽出し、意見交換を行いました。

ここに、これらの概要として、主な課題・問題点及び改善要望などを示します。

なお、現地踏査の分科会の概要を巻末の参考資料1に示します。

1 向島駅の課題・問題点

以下の区分に基づいて、向島駅の課題・問題点及び改善要望などの概要を示します。

- ① 利用動線：段差解消の状況やエレベーター、エスカレーターの設置状況など
- ② 情報案内設備：誘導・警告ブロックの設置状況やホーム上での音声・文字情報案内の状況など
- ③ 利便設備：車いす対応型トイレや休憩設備（ベンチ、待合室）の設置状況など
- ④ 個別設備：券売機や改札口の状況など

この区分に基づく向島駅のバリアフリー状況を表一七に示します。

また、向島駅の課題・問題点マップを図一七に示します。

(1) 利用動線

ア ホームから改札口に至る経路にはエスカレーター（上りのみ）は整備されていますが、エレベーターは整備されていません。

イ 改札口から駅前広場に至る経路にはエスカレーター（上りのみ）は整備されていますが、エレベーターは整備されていません。

ウ 改札内の階段の手すりを2段にしてほしいという要望があります。

(2) 情報案内設備

ア ホーム上に電光式の列車案内表示板を設置してほしいとの要望があります。

イ エスカレーターの上端・下端部へ点字ブロックを敷設してほしいとの要望があります。

(3) 利便設備

ア 車いす対応型トイレが設置されていますが、スペースをもっと大きくしてほしい、便器自体が使いにくい、照明をもっと明るくしてほしいなどの要望があります。

イ 車いす対応型トイレの入口のスロープが、急勾配であるとの指摘があります。

(4) 個別施設

ア 券売機下の蹴りこみの奥行きが小さいなど、車いす利用者には利用しにくいという指摘や音声案内付の券売機にしてほしいという要望があります。

イ 料金表や路線図について、文字が小さく表記内容も分かりにくいという指摘や券売機ごとに点字料金表を設置してほしいという要望があります。

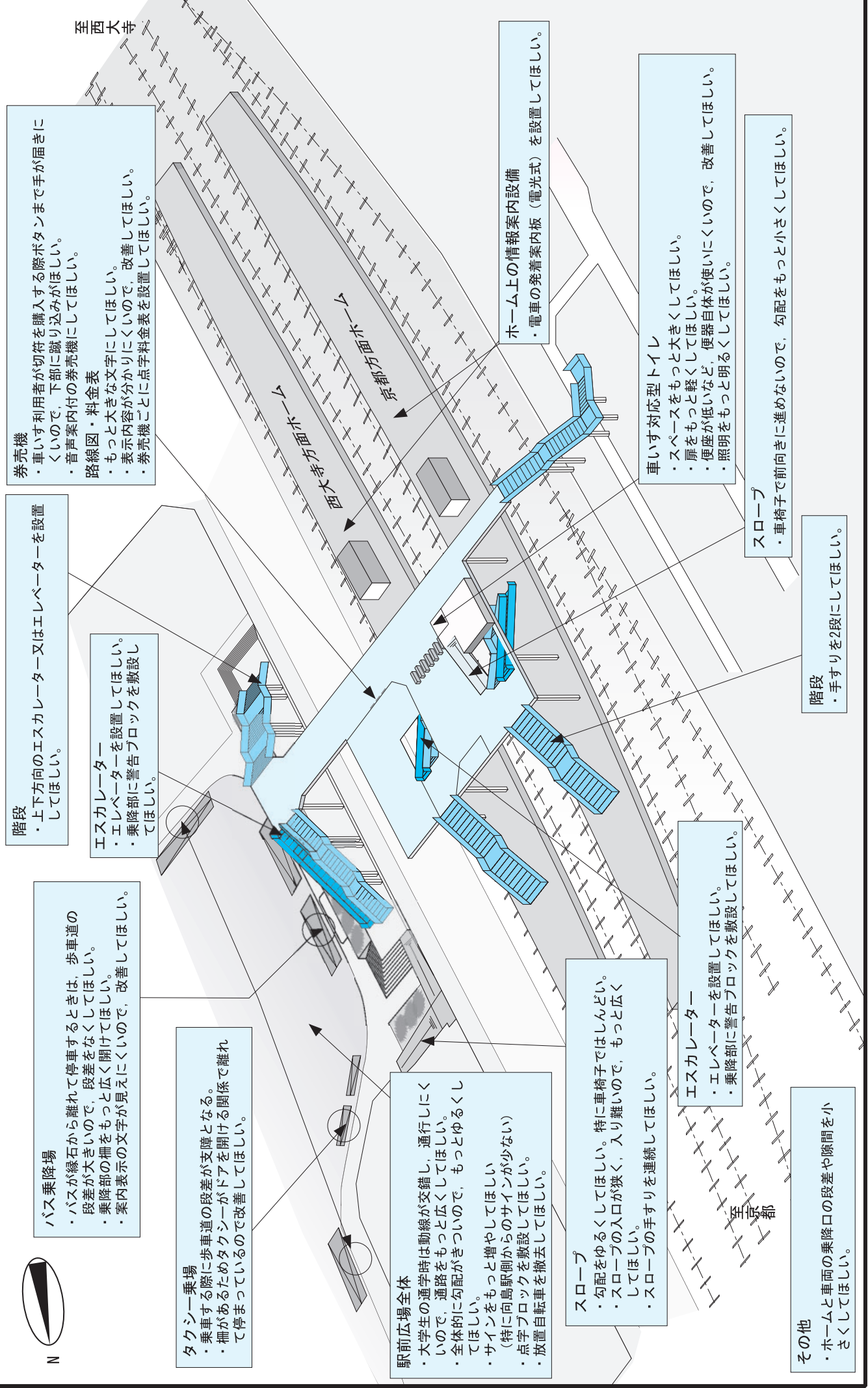
(5) その他

ア ホームと車両の乗降口との間にある段差や隙間をもっと小さくしてほしいとの要望があります。

表-7 向島駅のバリアフリー状況

鉄 道 名		近畿日本鉄道	
路 線 名		京都線	
駅 名		向島駅	
駅 の 構 造		橋上駅	
1 日 平 均 乗 降 客 数		19,700 人	
最 大 段 差	出入口～改札口（改札外）		7.6m
	改札口～プラットホーム（改札内）		5.9m
段 差 解 消 の 状 況	出入口～改札口（改札外）		△ 上りエスカレーター有り
	改札口～プラットホーム（改札内）		△ 上りエスカレーター有り
情 報 案 内 装 置	誘導ブロックの設置状況		○ 出入口～改札口～プラットホームに連続して有り
	ホーム上での運 行情報設備	音声案内	○ 有り
		文字情報	× 無し
	券売機に併設した点字料金表示		○ 有り
利 便 施 設	トイレ		○ 車いす対応型トイレ有り
	休憩設備		◎ ベンチ,待合所有り
個 別 設 備	プラットホーム	転落防止対策	○ ホーム上の警告ブロック,ホーム端の転落防止柵有り
	券売機	車椅子対応 (下部スペース)	× 車いす対応型券売機無し
	改札口	幅広タイプ (90cm 以上)	○ 幅 90cm 以上の改札口有り

図-7 向島駅及び駅前広場の課題・問題点マップ



券売機

- ・車いす利用者が切符を購入する際ボタンまで手が届きにくいので、下部に蹴り込みがほしい。
- ・音声案内付の券売機にしてほしい。
- ・路線図・料金表
- ・もっと大きな文字にしてほしい。
- ・表示内容が分かりにくいので、改善してほしい。
- ・券売機ごとに点字料金表を設置してほしい。

階段

- ・上下方向のエスカレーター又はエレベーターを設置してほしい。

エスカレーター

- ・エレベーターを設置してほしい。
- ・乗降部に警告ブロックを敷設してほしい。

バス乗降場

- ・バスが緑石から離れて停車するときは、歩車道の段差が大きいのので、段差をなくしてほしい。
- ・乗降部の柵をもっと広く開けてほしい。
- ・案内表示の文字が見えにくいので、改善してほしい。

タクシー乗場

- ・乗車する際に歩車道の段差が支障となる。
- ・柵があるためタクシードアが開ける関係で離れて停まっているので改善してほしい。

駅前広場全体

- ・大学生の通学時は動線が交錯し、通行しにくいので、通路をもっと広くしてほしい。
- ・全体的に勾配がきついため、もっとゆるくしてほしい。
- ・サインをもっと増やしてほしい
(特に向島駅側からのサインが少ない)
- ・点字ブロックを敷設してほしい。
- ・放置自転車を撤去してほしい。

スロープ

- ・勾配をゆるくしてほしい。特に車椅子ではしんどい。
- ・スロープの入口が狭く、入り難いので、もっと広くしてほしい。
- ・スロープの手すりを連続してほしい。

エスカレーター

- ・エレベーターを設置してほしい。
- ・乗降部に警告ブロックを敷設してほしい。

その他

- ・ホームと車両の乗降口の段差や隙間を小さくしてほしい。

階段

- ・手すりを2段にしてほしい。

スロープ

- ・車椅子で前向きに進めないなので、勾配をもっと小さくしてほしい。

ホーム上の情報案内設備

- ・電車の発着案内板(電光式)を設置してほしい。

車いす対応型トイレ

- ・スペースをもっと大きくしてほしい。
- ・扉をもっと軽くしてほしい。
- ・便座が低いなど、便器自体が使いにくいので、改善してほしい。
- ・照明をもっと明るくしてほしい。

2 駅前広場及び道路などの課題・問題点

以下に、駅前広場や道路などの課題・問題点及び改善要望などの概要を示します。

駅前広場や道路などの課題・問題点マップを図-7及び図-8に示します。

(1) 向島駅前広場

ア 誘導ブロック

バス、タクシー乗降場などへ誘導ブロックを敷設してほしいという要望があります。

イ 歩道と車道との段差

歩道と車道との段差が大きく、バスやタクシーの乗降の際に支障となるという意見があります。

ウ 案内表示

鉄道施設などの周辺施設への行先案内表示など、全体的に案内表示を充実させてほしいという要望があります。

エ スロープ

入口が狭い、手すりが連続して設置されていないという意見や勾配を緩くしてほしいという要望があります。

オ 横断防止柵

横断防止柵がバスに乗降する際に支障となるという意見や、横断防止柵があるためタクシーがドアを開ける関係で離れて停まっているので改善してほしいという要望があります。

カ 通路

駅前広場の通路をもっと広くしてほしい、勾配がきついのもっとゆるくしてほしい、放置自転車を撤去してほしいなどの要望があります。

(2) 特定経路Ⅰ（向島駅～さいわい病院）の道路

ア 向島緯105号線及び向島経89号線

幅員2m以上の歩道が確保されていますが、車両乗入部は急勾配で波打っているのを改善してほしいという要望があります。

また、横断防止柵が通行の支障となるので、撤去してほしいとの指摘があります。

さらに、交差点部への信号機の設置や、違法駐車取締り強化を求める要望があります。

イ 国道24号線

改良済み

(3) 特定経路Ⅱ（向島駅～近商ストア）の道路

ア 向島緯105号線

幅員2m以上の歩道が確保されていますが、車両乗入部は急勾配で波打っているのを改善してほしい、横断歩道付近では横断防止柵をもっと広く開けてほしいという要望があります。

また、交差点部への信号機の設置や音響装置を付けてほしいとの要望があります。

さらに、駅前の歩行者動線を見直してほしいという要望があります。

イ 向島緯106号線

幅員2m以上の歩道が確保されていますが、車両乗入部は急勾配で波打っているのを改善してほしいという要望があります。

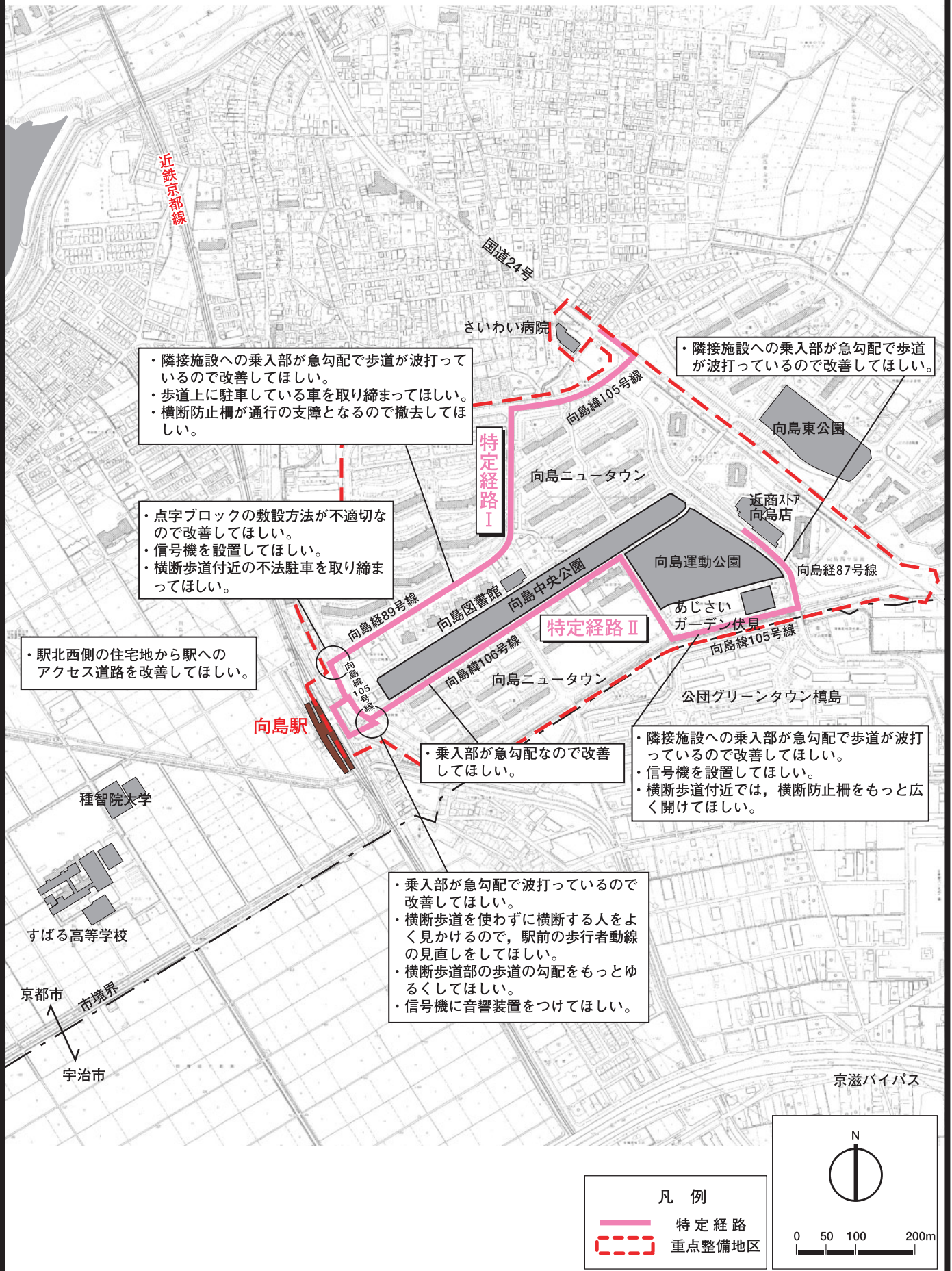
ウ 向島経87号線

幅員2m以上の歩道が確保されていますが、車両乗入部は急勾配となっているので改善してほしいという要望があります。

(4) その他の道路

向島駅西側地域から向島駅に至る経路として利用されている農道は、歩道が設置されておらず、また、道路幅も狭く、円滑な移動が阻害されています。このため、近鉄から西側の住宅地から向島駅に至る経路について、改善を求める要望があります。

図-8 道路などの課題・問題点マップ



第7章 バリアフリー化事業計画の概要

バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針及び向島地区の課題・問題点を踏まえ、今後、公共交通事業者、京都市の道路管理者、京都府公安委員会などが向島地区において実施していくバリアフリー化事業の計画概要を示します。

ここに示す事業計画は、

① 特定事業計画

特に必要性・緊急性の高い事業として、移動円滑化基準に適合させて、原則として、平成22年までに事業を完了させる3つの特定事業（公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業）の計画

② 特定事業以外の事業計画

特定事業に併せて一体的に進めていく事業として、長期的な施策も含め、取組を進めていく事業の計画

に区分し、その概要を示しています。目標年次については、

① 短期

平成16年から18年の間に事業を完了させることを目標とするもの

② 中期

平成16年から22年の間に事業を完了させることを目標とするもの

③ 長期

事業実施時期は明らかでないが、できる限り早期に実施するよう努めるとともに、長期的な取組も進めていくもの

に区分しています。

なお、特定事業については、向島地区基本構想策定後、公共交通事業者、京都市の道路管理者、京都府公安委員会が、それぞれ向島地区基本構想に即した具体的な事業計画を定め、事業を実施していきます。このうち、道路特定事業計画と交通安全特定事業計画については、公表します。

1 向島駅のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的考え方

鉄道事業者が、向島駅においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 利用動線

(ア) 向島駅におけるエレベーターの設置

長年の課題である向島駅の改札口からホームに至る経路及び改札口から駅前広場に至る経路にエレベーターを設置することを最優先課題として、公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

(イ) 階段の手すりの改良

改札内の階段の手すりを、公共交通特定事業に位置付けて1段から2段へと改良します。

イ 情報案内設備

(7) エスカレーターの上端・下端部への点状ブロックの敷設

向島駅において、エスカレーター乗降部の警告ブロックを、公共交通特定事業計画に位置付けて敷設します。

(4) ホーム上における電光式の列車案内表示板の設置

ホーム上における電光式列車案内表示板の設置を、公共交通特定事業計画に位置付けて事業実施を図ります。

(9) 誘導チャイムの設置

ホーム上及び改札口付近における誘導チャイムの設置を、公共交通特定事業計画に位置付けて事業実施を図ります。

(1) 案内表示や緊急情報表示の在り方の検討

向島駅や駅前広場における統一性、連続性のある案内表示の在り方や、災害などの非常時における特に聴覚障害のある人に対する緊急情報表示の在り方について、今後、道路管理者などを含めた関係事業者間で連携して検討を進め、事業実施の環境が整ったものから順次整備していきます。

なお、向島駅における電光式列車案内表示板の設置にあわせて、災害などの非常時における緊急情報について、電光表示の内容を検討し対応を図ります。

ウ 利便設備

(7) 多機能トイレへの改善

車いす対応型トイレを、公共交通特定事業計画に位置付けてオストメイト対応（人工肛門や人工膀胱を付けた人が器具の洗浄などを行える設備を備えること）とするなど多機能トイレへ改善するとともに、多機能トイレの入口の段差を解消します。

エ 個別設備

(7) 新型券売機の導入

券売機の更新時期にあわせて、新型のタッチパネル式の券売機（下部蹴り込み大、音声案内、テンキー設置）を、順次導入していきます。

(1) 料金表や路線図の在り方の検討

より分かりやすい料金表や路線図の在り方について、案内表示の検討に併せて、関係事業者間で連携し、検討を進めます。

また、点字料金表については、公共交通特定事業計画に位置付けて利用しやすいように改善します。

オ その他

上記以外の現地踏査の分科会などで提起された様々な課題・問題点について、どのように対応していくのかについての基本的な考え方を示します。

(7) 公共交通特定事業に併せた様々な設備の改善の検討

向島駅のホームにおける案内板の設置位置の改善など、提起された様々な課題・問題点について、今後、設備の更新時期に併せてできる限り多くの設備の改善を図るよう努めます。









(1) 鉄道事業者における全駅共通の課題の検討

ホームと車両の乗降口との段差や隙間の縮小など、向島駅以外の駅にも共通の課題となっているものについては、鉄道事業者において、長期的な課題として検討を進めます。






(2) バリアフリー化事業計画の概要

向島駅における公共交通特定事業計画の概要を表－８に、公共交通特定事業以外の事業計画の概要を表－９に示します。

表－８ 向島駅における公共交通特定事業計画の概要

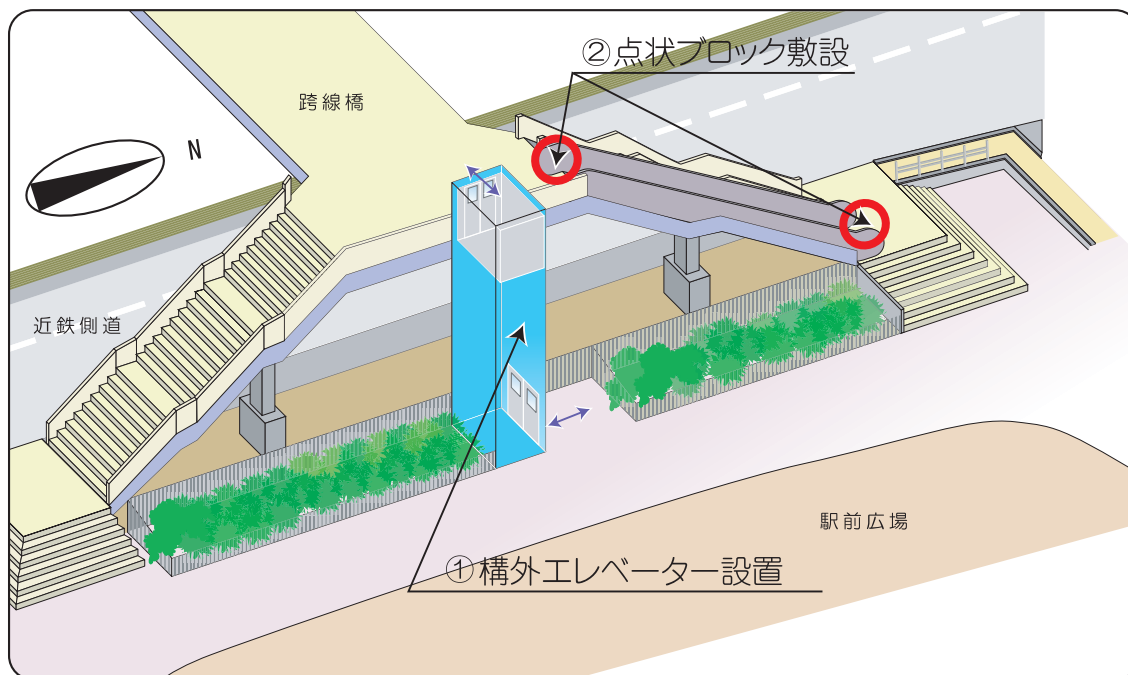
事業内容	目標年次							
	H16	17	18	19	20	21	22	23～
改札口からホームに至るエレベーターの設置（２基）								
改札口から駅前広場に至るエレベーターの設置（１基）								
エスカレーター上端・下端部への点状ブロックの敷設（６箇所）								
誘導チャイムの設置（５箇所）								
多機能トイレへの改善								
ホーム上における電光式の列車案内表示板の設置								
階段の手すりの改良								
点字料金表の改善								

表－９ 向島駅における公共交通特定事業以外の事業計画の概要

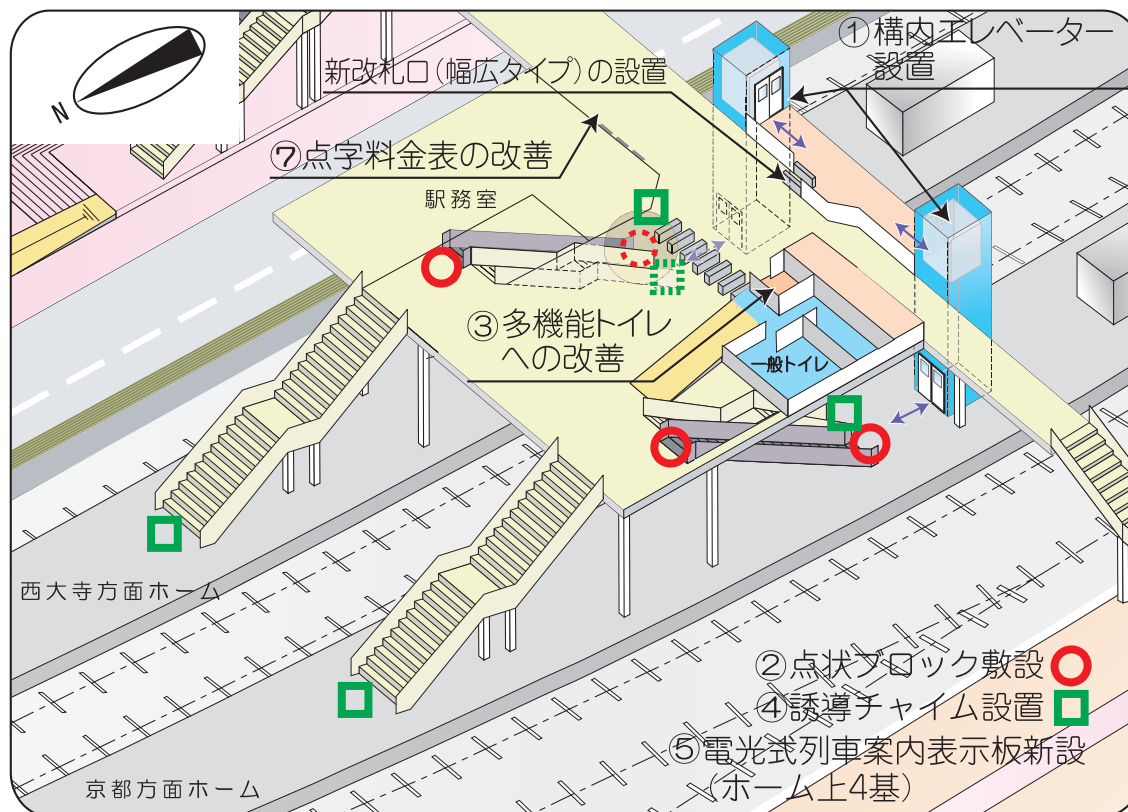
事業内容	目標年次							
	H16	17	18	19	20	21	22	23～
新型券売機の導入								
案内表示や緊急情報表示の在り方の検討								
料金表や路線図の在り方の検討								
公共交通特定事業に併せた様々な設備の改善の検討								
鉄道事業者における全駅共通の課題の検討								

向島駅のバリアフリー化事業計画の主なものを図－９に示します。

図-9 向島駅のバリアフリー化事業計画（近鉄向島駅）



駅構外改良イメージ図



駅構内改良イメージ図

近鉄向島駅の改善計画

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①エレベーター設置
構内エレベーター（2基）
構外エレベーター（1基） ②エスカレーター上端・下端部への
点状ブロックの敷設 | <ul style="list-style-type: none"> ③多機能トイレへの改善 ④誘導チャイム新設（5箇所） ⑤電光式列車案内表示板新設（4基） ⑥階段の手すりの改良 ⑦点字料金表の改善 |
|---|---|

※上記以外についても今後事業計画の中で改善を検討

2 車両のバリアフリー化事業計画の基本的考え方

鉄道事業者や路線バス事業者が、向島駅を発着する鉄道車両と路線バス車両のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本的な考え方を示します。

(1) 鉄道車両

車両の更新時に、車いすスペースの確保をはじめとした移動円滑化基準に適合した車両を購入するとともに、既存車両についても、できる限りバリアフリー化されたものとなるよう改良を検討していきます。

(2) 路線バス（近鉄バス、京阪宇治バス）

交通バリアフリー法を遵守し、車両の更新時に、車いす利用者の円滑な乗降が可能であるなどの移動円滑化基準に適合した車両とすることにより、順次、バリアフリー化を図っていきます。

3 道路のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的考え方

京都市の道路管理者が、重点整備地区内の道路においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 特定経路

特定経路（駅前広場を含む）においては、道路特定事業として、段差、勾配の改善をはじめとするバリアフリー化事業を重点的に実施します。

イ 特定経路以外の道路

駅周辺に居住する市民の向島駅へのアクセス経路の確保や地区の居住環境整備などの観点から、重点整備地区内のその他の道路について、交通バリアフリー以外の施策を含め、できる限り一体的にバリアフリー化を図れるよう、歩行者優先策の検討などを進めます。

ウ その他

道路特定事業の具体的な内容については、今後、市民の意見を聴きながら検討を進め、平成16年度末を目途に道路特定事業計画を定めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

向島地区における道路特定事業計画の概要を表-10に、道路特定事業以外の事業計画の概要を表-11に示します。

表－１０ 道路特定事業計画の概要

経路	路線	事業内容	目標年次							
			H16	17	18	19	20	21	22	23～
特定経路Ⅰ	駅前広場	段差，勾配の改善 点字ブロックの改善								
	向島緯105号線	段差，勾配の改善								
	向島経89号線	段差，勾配の改善								
特定経路Ⅱ	向島緯105号線	段差，勾配の改善								
	向島緯106号線	段差，勾配の改善								
	向島経87号線	段差，勾配の改善								

表－１１ 道路特定事業以外の事業計画の概要

経路	路線	事業内容	目標年次							
			H16	17	18	19	20	21	22	23～
—	重点整備地区内のその他の道路	歩行者優先策の検討								

道路のバリアフリー化事業計画を図－１０に示します。

４ 信号機などのバリアフリー化事業計画の概要

（１）事業計画の基本的考え方

京都府公安委員会が、交通安全特定事業として、特定経路において高齢者や身体に障害のある人などの安全で円滑な移動を確保するため、次のような施策を進めます。

ア 信号機の整備

視覚障害のある人などの安全な横断を確保するため、付近住民などの意見を聴きながら、信号機への視覚障害者用付加装置（音響装置）の設置などに努めます。

イ 道路標識・標示の改善

横断歩道や一時停止の標識を、超高輝度標識に変更するなどの改善に努めます。

ウ 違法駐車対策の推進

歩道，横断歩道，バス停留所などにおける違法駐車への指導・取締りを推進するとともに，関係機関・団体などと連携して，違法駐車防止についての広報・啓発活動に努めます。

エ 既に改善した課題・問題点

現地踏査の分科会などで提起された課題・問題点のうち、向島駅前広場の南東角交差点における視覚障害者用付加装置については、平成16年4月に既に設置を行いました。

オ その他

交通安全特定事業計画は、平成16年度末を目途に定めませんが、道路特定事業の実施状況と密接に関連することから、同事業計画との整合性を図りながら順次進めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

向島地区における交通安全特定事業計画の概要を表-12に示します。

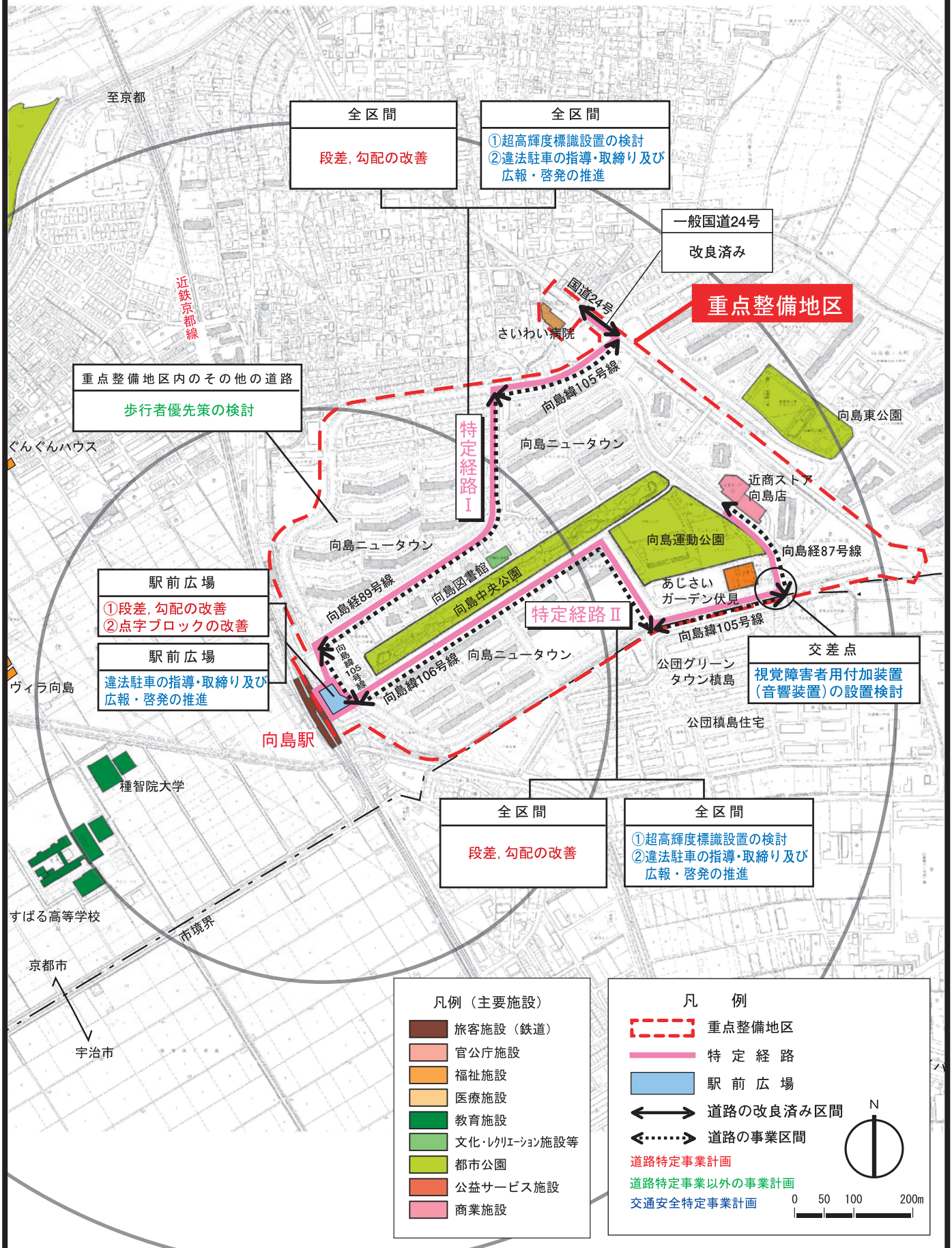
表-12 交通安全特定事業計画の概要

経路	路線等	事業内容	目標年次						
			H16	17	18	19	20	21	22
特定経路Ⅰ,Ⅱ	全区間	超高輝度標識設置の検討							
		違法駐車等の指導・取締り及び広報・啓発の推進							
特定経路Ⅱ	向島緯105号線	視覚障害者用付加装置(音響装置)の設置検討(1箇所)							

注) 現在すでに取り組を進めている事業であり、今後も継続して事業を推進する。

信号機などのバリアフリー化事業計画を図-10に示します。

図-10 道路及び信号機などのバリアフリー化事業計画



5 ソフト施策及びその他の施策の概要

(1) ソフト施策推進の基本的考え方と概要

バリアフリー化設備の整備に併せ、市民が高齢者や身体に障害のある人などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、行政機関、公共交通事業者、市民などが互いに連携し、広報・啓発や教育・研修などのソフト施策を展開することにより、国民全ての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

また、バリアフリー化された施設が有効かつ適切に機能するようにするための、バリアフリー化設備に関する適切な情報提供や、駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実などのソフト施策に取り組むことにより、「情報のバリアフリー」を推進していきます。

今後、継続的に取り組んでいくソフト施策の具体例を表－13に示します。

表－13 ソフト施策の具体例

	ソフト施策の内容	ソフト施策の具体例
心のバリアフリーを推進するソフト施策	市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供	高齢者や身体に障害のある人の移動の制約や介助の方法などに関する知識・理解を高めるための啓発、情報提供など
		高齢者や身体に障害のある人とのふれあいの場の設置など
		駅などにおける介助体験、疑似体験など
	学校教育における福祉教育の充実	高齢者や身体に障害のある人との交流や介助体験、疑似体験などによるボランティア意識の醸成など
	公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修、マニュアルの整備	手話や筆談などにより適切なコミュニケーションが確保できるような、接客マニュアルによる接客教育
		高齢者や身体に障害のある人へのサポート教育 介助体験、疑似体験などによる訓練、研修
違法駐車・駐輪等の防止	違法駐車・駐輪・看板類等、高齢歩行者等の円滑な移動を阻害する行為の防止に関して、自覚と理解を求めするための広報・啓発活動など	
情報のバリアフリーを推進するソフト施策	バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供	インターネットを活用した駅などのバリアフリー状況に関する情報提供（京都市や公共交通事業者のホームページなど）
		バリアフリーマップの作成・提供（駅のバリアフリー化状況、車いすで行ける観光施設など）
	駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実	移動経路における情報のバリアを解消するための、電光式案内板などを利用した文字放送や点字情報の充実など 全ての人に分かりやすい、統一性、連続性のある案内情報の提供など

(2) その他の施策

公共交通事業者は、「ICカードシステム」の導入など、公共交通機関の利便性向上を図るための施策について、積極的に推進していくこととします。また、市民及び事業者は、バリアフリー化に貢献するきめ細かな施策・取組等を、創意・工夫により積極的に推進していきます。

第8章 バリアフリー化事業の推進体制

今後、向島地区基本構想に位置付けられたバリアフリー化事業を、関係者が互いに連携し、市民をはじめとする利用者の意向を十分反映させながら円滑かつ効果的に実施していくための事業推進体制を示します。

1 バリアフリー化事業推進に係る取組方針

(1) 緊急性の高い事業の早期着手

公共交通特定事業計画は、向島地区基本構想策定後できる限り速やかに作成することとし、向島駅へのエレベーターの設置などの緊急性の高い事業については、公共交通特定事業計画の作成と併行して、平成16年度中に工事に着手する方向で取り組んでいきます。

(2) 事業推進に係る進め方

ア 情報案内設備に関する進め方

情報案内設備（文字、音声）の整備については、向島駅及び駅前広場などにおいて統一性、連続性の確保を図りながら整備しなければならない設備も多々あるため、関係事業者間で連携した検討を行っていく必要があります。また、災害などの非常時における特に聴覚障害のある人に対する緊急情報表示などの在り方については、長期的な施策も含めた検討を行っていく必要があります。

このため、関係事業者間（京都市の道路管理者、近鉄、近鉄バス、京阪宇治バスなど）で連携するとともに、障害者団体の意見も伺いながら、長期的な施策も含め、情報案内設備に関する検討を行っていきます。

検討の結果、一定の方向性が定まり、かつ事業実施の環境が整ったものについては、公共交通特定事業又は道路特定事業にも反映させ、順次事業実施していきます。

イ 道路特定事業計画及び交通安全特定事業計画策定のための進め方

特定経路において実施する道路のバリアフリー化事業の具体的な内容を定める道路特定事業計画を策定するに当たっては、今後、道路の実態などを詳細に検証したうえで、具体的な改善方策についてさらなる検討を加えていく必要があります。

このため、向島地区基本構想策定後、学識経験者、高齢者、障害者団体の代表者、地域の代表者の意見を聞きながら、様々な観点から道路特定事業計画の内容について検討を行い、また、道路特定事業計画と密接に関連する交通安全特定事業計画の内容についても、併せて検討を行っていきます。

更に、連絡会議や現地踏査の分科会などにおいて提起された特定経路以外の道路環境整備の要望を踏まえ、地区の安全で快適な居住環境の整備なども念頭に、重点整備地区内の道路についてできる限り特定経路と一体的にバリアフリー化を図れるよう、交通バリアフリーの枠組みを越えた歩行者優先策などの施策についても検討を行っていきます。

なお、道路特定事業計画及び交通安全特定事業計画は、平成16年度末を目途に策定し、公表します。

2 連絡会議による進行管理

これまで、向島地区のバリアフリー化を推進していくための具体的な方策などについて検討を重ねてきた連絡会議を、向島地区基本構想策定後も、道路特定事業計画案及び交通安全特定事業計画案の取りまとめが完了した段階や各バリアフリー化事業が一定の進捗を見た段階などにおいて適宜開催し、これまでの連絡会議での検討内容など、市民をはじめとする利用者の意向が十分反映された事業進捗が図られているかについて検証を行います。

3 公共交通特定事業に対する支援

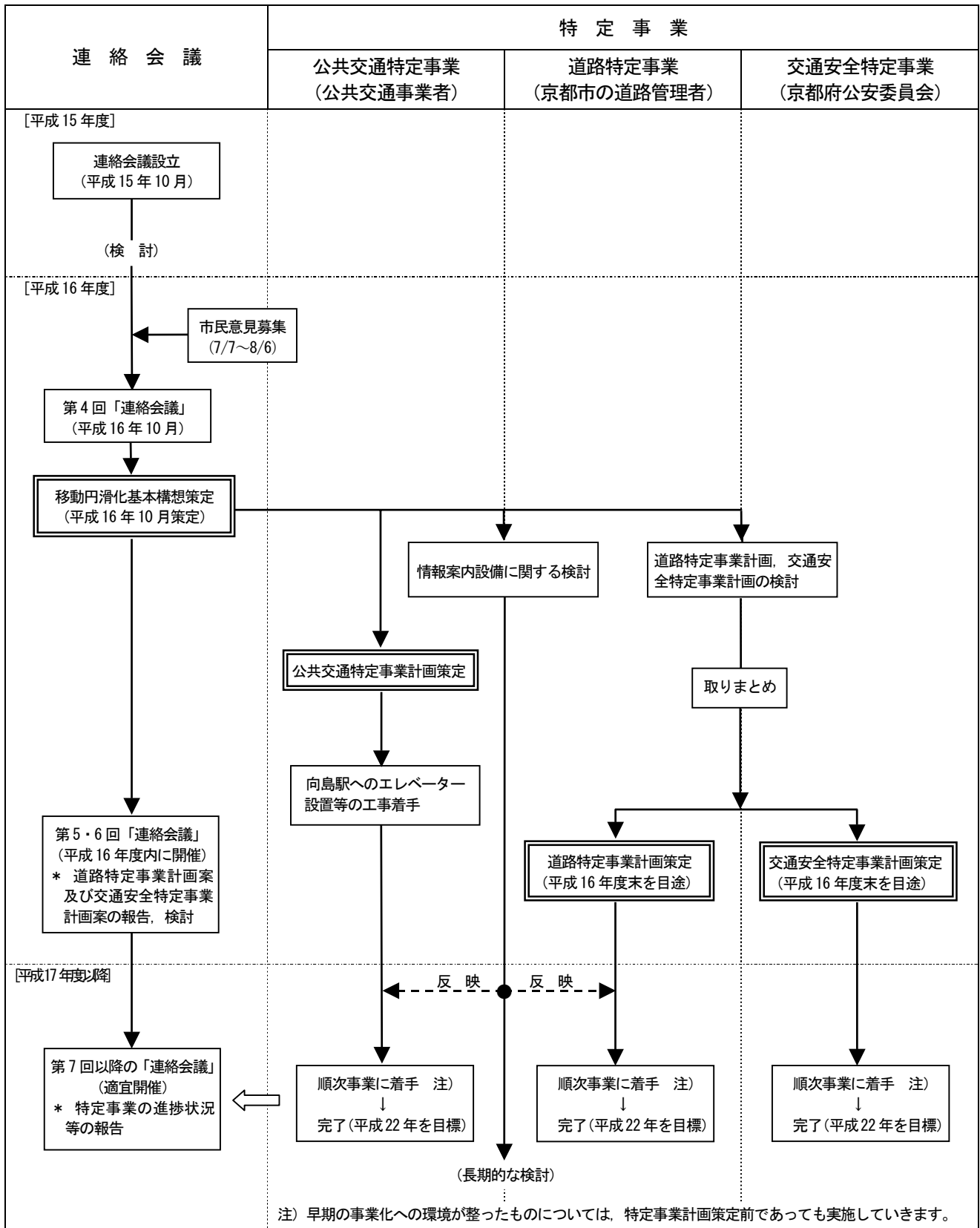
京都市は、向島駅へのエレベーター設置などの駅舎における主要なバリアフリー化事業に対し、国、京都府と連携し、必要な助成を行います。

4 バリアフリー化事業の進捗状況に関する情報提供

京都市は、向島地区をはじめ全市的なバリアフリー化事業の進捗状況に関する情報を収集し、年1回の更新を基本として、ホームページなどを通じて情報提供を行います。

バリアフリー化事業の推進体制の構成を図-11に示します。

図-11 バリアフリー化事業の推進体制（主に特定事業）



※ 特定事業以外の事業については、可能な限り平成22年までに完了するよう努めるとともに、平成23年以降を含めた長期的な取組も進めています。
 ※ 京都市は、全市的なバリアフリー化事業の進捗状況に関する情報を収集し、年1回の更新を基本として、ホームページなどを通じて情報提供します。

向島地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議分科会〔現地踏査〕の概要

1 調査の概要

(1) 実施日：平成15年12月18日(木) 13:00~17:00

(2) 参加者：総数49名

班別 1班：調査員16名

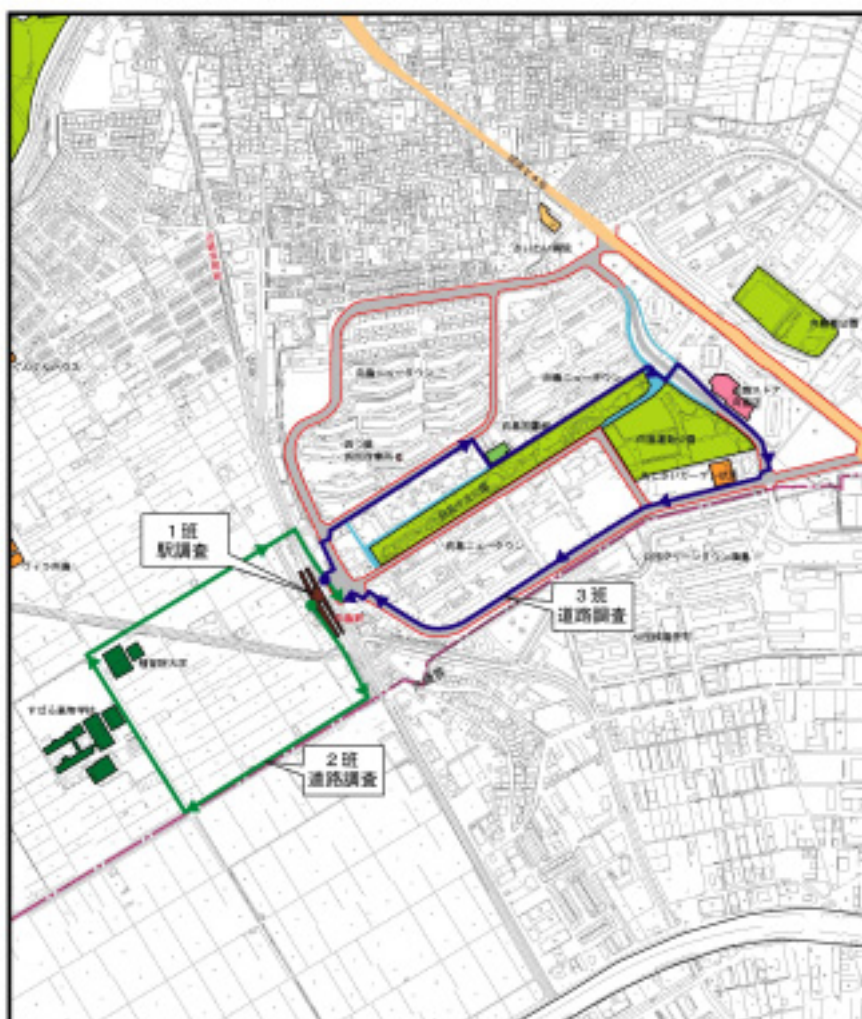
(内訳：肢体障害のある人 2名、視覚障害のある人 2名、
聴覚障害のある人 2名、その他 10名)

2班：調査員13名

(内訳：その他 13名)

3班：調査員20名

(内訳：肢体障害のある人 1名、聴覚障害のある人 1名、
その他 18名)



調査ルート図

2 調査風景

1班



駅調査風景



駅調査風景



駅前広場調査風景

2班



道路調査風景



道路調査風景



道路調査風景

3班



道路調査風景



道路調査風景



道路調査風景

会議風景



事前説明の様子



問題点抽出の様子



問題点発表の様子

連絡会議や分科会（現地踏査）で出された向島地区周辺における主な課題

向島地区の連絡会議や分科会では様々な要望が出されましたが、当地区では周辺の土地利用の特性により駅の西側すべてが重点整備地区以外となるなど、交通バリアフリーの枠組では対応ができなかった次のような課題がありました。

- 1 近鉄西側の農道（国有道路敷等）の補修、整備
- 2 向島駅北側 1 つ目及び 2 つ目の踏切付近の安全対策
- 3 向島駅西口の階段の改善と通路の駐輪対策
- 4 重点整備地区以外の周辺道路（認定道路）のバリアフリー化

これらについては、施設管理者等が維持管理に努めるほか、関係機関等が協力して実現可能な改善方策の検討を継続的に行うなど、今後の改善に向けた取組を進めていく方向性が示されました。

向島地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議委員名簿

<50音順, 敬称略, 2004年10月7日現在>

岩本 葉介	京都市建設局管理部監理検査課長 (平成16年4月から)
宇野 正二	伏見区市政協力委員連絡協議会向島藤ノ木学区会長
長田 保一	京都市住宅供給公社向島ニュータウン営業所長
加藤 善久	国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所交通対策課長 (平成16年4月から)
川中 正章	京都府警察本部交通部交通規制課調査官
木村 和史	京都市伏見区役所福祉部支援課長 (平成16年4月から)
小池 育子	NPO 法人京都市中途失聴・難聴者協会副理事・伏見支部長
斎田 稔	近鉄バス株式会社営業部課長
坂本 修司 (オブザーバー)	京都府企画環境部交通対策課参事
佐藤 昌治	京都市建設局管理部伏見土木事務所長
塩見 教夫	京都府伏見警察署交通課長 (平成16年4月から)
新谷 秀明	京都市建設局道路部道路維持課長 (平成16年4月から)
高矢 義次	伏見区市政協力委員連絡協議会向島南学区会長
田桐 敬三	社団法人日本オーストミー協会京都支部事務局長 (平成16年5月から)
竹内 茂雄	一般公募委員
竹内 保 (オブザーバー)	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局企画調整官 (平成16年4月から)
立石 明	伏見区市政協力委員連絡協議会向島学区会長
谷口 進	京都市都市計画局都市企画部担当部長
塚口 博司 (議長)	立命館大学理工学部教授
槻木 章	京阪宇治バス株式会社運輸部業務課長
鉄尾 均	伏見区市政協力委員連絡協議会向島二ノ丸学区会長
寺田 敏紀	京都市都市計画局建築指導部指導課長
豊田 豊司	社団法人京都市老人クラブ連合会伏見区老人クラブ連合会会計理事
中田 壽子	社団法人京都府視覚障害者協会伏見支部長
根子 幸子	NPO 法人京都市肢体障害者協会女性委員会委員長
波床 正敏 (副議長)	大阪産業大学工学部助教授
東村 昌樹	京都市伏見区役所区民部まちづくり推進課長
福井 義定	伏見区市政協力委員連絡協議会二の丸北学区会長
福嶋 博	近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部大阪輸送統括部施設部工務課長
藤岡 眞司	京都府宇治警察署交通課長
増田 みち子	一般公募委員
松本 正志	京都市聴覚障害者協会伏見支部副支部長
森下 卓治	京都府警察本部交通部駐車対策課課長補佐 (平成16年4月から)

【前委員】肩書きは、委員就任時のもの

上村 忠司	京都市建設局管理部監理検査課長 (平成16年3月まで)
遠藤 幸治	京都府伏見警察署交通課長 (平成16年3月まで)
岡部 一男 (オブザーバー)	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局企画調整官 (平成16年3月まで)
佐々木 一男	社団法人日本オーストミー協会京都支部支部長 (平成16年4月まで)
西村 裕	京都市建設局道路部道路維持課長 (平成16年3月まで)
細木 道郎	京都市伏見区役所福祉部福祉課長 (平成16年3月まで)
前重 智之	国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所交通対策課長 (平成16年3月まで)
吉田 和彦	京都府警察本部交通部駐車対策課課長補佐 (平成16年3月まで)

「向島地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想」は、ホームページにも掲載しています。(音声案内もしています。)概要版の点字版は伏見区役所及び京都ライトハウスに置いています。

向島地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想

京都市都市計画局都市企画部交通政策課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地

TEL(075)222-3483 FAX(075)222-3472

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.jp/tokei/trafficpolicy/barrier/basic/index.html>

2004年(平成16年)10月発行 京都市印刷物 第163101号

同じです あなたとわたしの 大切さ

